

川崎市健康安全研究所調査研究評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市健康安全研究所（以下「研究所」という。）において実施する調査研究（以下「研究」という。）を効率的に推進し、もって市民の健康を守り、公衆衛生及び科学技術の向上に資するため、川崎市健康安全研究所調査研究実施要綱第6条に基づき、川崎市健康安全研究所調査研究評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究に関する提言
- (2) 研究に関する指導・助言
- (3) 研究に関する評価
- (4) その他研究に関し必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、内部委員会と外部委員会とで構成する。

(内部委員会)

第4条 内部委員会は、健康安全研究所の所長（以下「所長」という。）、副所長、企画・調整所管課長、理化学所管課長、微生物所管課長で組織し、すべての研究課題について評価する。

2 内部委員会の委員長は、所長をもって充てる。

(外部委員会)

第5条 外部委員会は、内部委員に加えて、別表に掲げる職にある者をもって組織し、内部委員会で評価された研究課題のうち、特に重要なものとして内部委員会が選択した研究課題や研究状況等について評価する。

2 外部委員のうち、学識経験者委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(評価結果の公表)

第7条 委員会の評価結果は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報又は知的所有権の取得等、機密の保持が必要なものは公表しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

川崎市健康安全研究所調査研究評価委員会外部委員会名簿

区分	職名等
健康福祉局関係職員	健康福祉局保健医療政策部長
	健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健所長〕
	健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課長
	区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長又は副所長（保健所支所長）
研究の分野に精通し、専門的な見地から評価する能力を有する者	学識経験者
	学識経験者
	学識経験者